

台風等非常時における三原地域連携センター公開講座の中止等の対応について

台風等の自然災害、公共交通機関の運休、その他非常事態の発生により、三原地域連携センター主催の公開講座（以下「講座」という。）の開催又は継続が困難な場合における、講座の中止等の対応について取扱いを定める。

1 気象警報の発令、公共交通機関の運行停止による講座中止等の対応

(1) 講座開始前の中止

講座開始時刻の2時間前の時点で、又は講座開始時刻の2時間前以降であっても、次のいずれかの事由が発生している場合には講座開催を中止することとする。受講者には事前に送付する「受講案内」にこの講座中止事由を記載して周知する。

ア 気象警報発令に伴う中止

- (ア) 気象庁から講座会場の所在市町に「特別警報」、「暴風警報」が発令された場合
- (イ) 自治体から会場のある地区に「避難指示」（警戒レベル4）以上が発令された場合

イ 公共交通機関の運休に伴う中止

- (ア) J R山陽本線又はJ R山陽新幹線の三原駅を含む区間、芸陽バス頼兼線に運転見合わせが見込まれる場合
- (イ) 会場が広島市内の場合：広島電鉄株の広島市内の電車・バス路線及び広島バス株の広島市内のバス路線がいずれも運行停止になることが予告されている場合

ウ 地震の発生に伴う中止

講座会場の所在地区において「震度5強」以上の地震が発生した場合

(2) 講座開始後の対応

講座開始後であっても、上記(1)ア～ウの講座中止事由が発生したときは、その時点で受講者に情報提供のうえ、講座を中止する。

上記(1)イの公共交通機関のいずれかの運行停止の予告が発表された場合は、その時点で受講者に情報提供のうえ、途中退席を認める。（※J Rの運行停止についても情報収集し、受講者に情報提供する。）

2 急病人への対応

- (1) 講座中に急病人が出た場合は、本人に病状を確認の上、救急搬送の手配等を行う。本人に意識がないときはただちに救急搬送の手配をする。
- (2) 対応中は講座を中断し、対応終了後に講座を続行する。対応終了後の講座継続が困難な場合に

はその時点で講座を中止する。

3 講座中止の決定

- (1) 講座中止の決定は、上記1及び2の講座中止事由の発生有無により、三原地域連携センター長が行う。ただし、会場での緊急対応は、実施業務の担当者又は担当教員が適宜行い、対応結果を速やかに報告する。また、最終的な対応結果を速やかに実施責任者（地域連携センター長）へ報告する。
- (2) 連携公開講座についても、連携先と事前協議のうえ、同様に対応する。
- (3) 台風等の接近に伴い、その他緊急事態が発生しそうな場合、講座の実施に支障があると認められる場合は、担当教員と三原地域連携センター長とが、開催日の前々日までに協議し、前日の朝に開催の有無を決定する。中止の場合は速やかに受講生へ連絡する。

4 有料講座の受講料の返還

- (1) 上記1(1)の場合、当該講座を別の日に開講（補講）するときを除き、受領した受講料の当該講座相当分（複数回に亘る場合は按分）を受講者に返還することとし、その旨を受講者に通知する。この場合、返還は受講料の送金口座への振り込みで行い、振込手数料は本学が負担する。
- (2) 上記1(1)以外の場合は、大学側事由による講座の中止、その他返還すべき理由があるときを除いて返還しない。

【参考】台風等非常時における授業の取扱いについて(三原キャンパス教学課 令和5年8月25日改正)